

## 社会保険の加入

年収の壁で年末の働き方を考えている皆さまへ  
**就業調整する前に確認してみませんか？**

### いわゆる「106万円の壁」



年末に向けて、年収が106万円を超えないように、働く時間を調整しないとイケないな・・・

働き控えをする前に、社会保険(厚生年金・健康保険)の加入の条件を見てみましょう！

社会保険加入の条件(これらすべてを満たす)

- 週の勤務が20時間以上・・・**残業時間や残業手当は含まれません**
- 給与が月額88,000円以上
- 2か月を超えて働く予定がある
- 学生ではない

1分で分かる動画はこちら



### いわゆる「130万円の壁」



私の場合、年収130万円を超えると扶養から外れてしまうから働く時間を調整しないとイケないな・・・  
※被扶養者の認定は、年間収入(残業代も含む全ての収入)に基づいて行われます

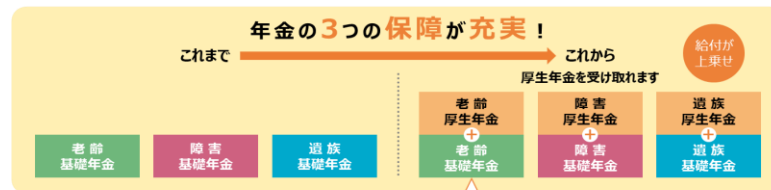
大丈夫です！収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明(事業主証明)することで、連続2回まで引き続き被扶養者認定が可能です

例: 毎月10万円(年収120万円)で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



## 社会保険に加入するとこんなメリットがあります

**年金** 厚生年金が上乗せで保障がさらに充実



長期加入すると保障がさらに充実



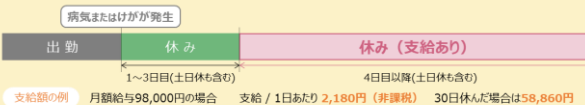
	厚生年金保険料	増える報酬比例部分の年金額(目安)
20年間加入	月額8,100円	月額8,900円(年額106,800円)×終身
10年間加入	月額8,100円	月額4,400円(年額52,800円)×終身
1年間加入	月額8,100円	月額440円(年額5,200円)×終身

※月収88,000円の場合。年金額(目安)の年額は100円未満は切り捨て

**医療** 病気・けがや出産で会社を休んでもより安心

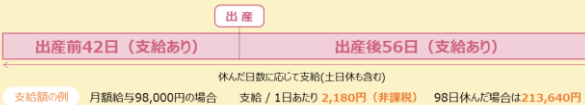
傷病手当金

業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)  
4日目から、最大1年6ヶ月、**給料の2/3の金額が受け取れます。**



出産手当金

出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間  
**給料の2/3の金額が受け取れます。**



社会保険加入による変化を  
計算してみましょう

手取りかんたん  
シミュレーター



公的年金  
シミュレーター



年収の壁を超えて働く場合、「年収の壁」内で働く場合と比べて給与所得と年金所得の増加が配偶者手当等の減少を大きく上回り、**世帯の生涯可処分所得が増加**するという試算もあります

年収の壁突破・総合相談窓口(フリーダイヤル・無料)

0120-030-045

受付時間 平日8:30-18:15 土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)除く



年収の壁に関する  
詳しい情報はこちら

